

2015年5月5日

## 古紙リサイクルに関する声明

国際森林製紙団体協議会 (ICFPA)

古紙を回収して使用することは木材繊維製品の重要な原料調達手段である。古紙リサイクルとは、炭素を貯蔵し、温室効果ガスの排出削減に寄与する再生可能資源を利用することであり、循環型経済の構築に大きく貢献するものである。古紙リサイクルは経済的、環境的、社会的便益をもたらす。世界全体の古紙回収率は、2013年には58%まで達している<sup>1)</sup>。しかしながら、一部の地域では70~75%と、ほぼ限界の水準に達しているところもある。紙製品には回収できないものがあり、その例としては、書籍や記録文書など長期間にわたって保存、保管されるものや、タバコ紙（ライスペーパー）のように利用すると焼失するもの、そしてティッシュなどの衛生用紙のように利用すると汚れたりするものが挙げられる。さらに、長年にわたり古紙回収システムの主役を担ってきた新聞用紙などの生産／消費が減少しており、これが古紙回収リサイクルでの課題となってきた。

紙の原料となる繊維の循環そして製品の品質維持のためには、再生紙生産においても木材チップ由来のフレッシュパルプを一定量配合する必要がある。ICFPA 会員団体は持続可能な森林経営による木材チップ供給や、森林認証の取得を支持している。消費者はこれらにより持続可能な原料調達を行うことが出来、古紙リサイクルとともに、土地利用に対する圧力の緩和に対処することが可能となる。古紙は様々な紙に製紙原料として5-7回リサイクルできる。しかし一部、品質を維持するため、木材チップ由来のフレッシュパルプを多く配合する必要がある紙製品もある。古紙は繊維の強度が維持されている限り、エネルギー燃料として利用するよりも製紙原料としてリサイクルする方が望ましい。何よりも社会に不可欠な紙という製品を供給するとともに、製紙利用した方が他用途への転用のケースよりも地域への税収面での貢献や、より所得の高い雇用を創出するのに有利だからである<sup>2)</sup>。

ICFPA 会員団体は、市場原理に基づいた、古紙の回収や再利用に最も影響を与える要素として需要と供給に配慮した政策展開を支持する。このような政策が結果として、埋め立て処分される紙ゴミの価値ある再利用につながる。古紙市場は複雑ながらも効率よく、また活発に取引が行われている。したがって、規制や規範によって古紙の利用を定めたり、どのような古紙を製紙原料として利用するか規定する必要はない。

ICFPA 会員団体は各国政府に対し、以下を要請する。

1. 市民に対する古紙リサイクルの重要性についての啓蒙活動。また、廃棄物回収業者と買い手との間の契約が遵守され確実なものとなるような一貫性のある法の支配の整備。
2. 特定の製品に古紙を配合することを促すような義務付けや補助金支給は行わないこと。また、製紙原料として利用する古紙について差異を設けないこと（例えば、プレコンシューマー品（使用前古紙）とポストコンシューマー品（使用后古紙）を区別すること）。古紙を最大限利用するには、政府ではなく市場に任せるのが効率的である。

3. 古紙のエネルギー利用や焼却処分に対する支援は、古紙が回収に適さない場合や、繊維が劣化し製紙原料として利用できなくなった場合に限定すること。
4. 古紙の分別回収、すなわちゴミの排出段階で古紙を他の資源物や生ゴミなどと分別することを推進すること。古紙の分別回収は、古紙の選別コスト削減並びに品質向上をもたらす。古紙は世界中で取引される国際商品であるが、国によって古紙の品質基準や品種分類が異なる。したがって、貿易障壁の緩和や国際取引での品質均一化のためには国際基準を策定する必要性が考えられる。
5. 国内で廃棄物リサイクルを行う企業と古紙を輸出する企業の公平な競争環境の維持など、古紙市場の機能性を確保する。
6. 古紙市場が整備されていない地域においては、政府が国内の廃棄物管理政策と調和した古紙市場の整備に中心的な役割を果たすことが求められる場合がある。しかし、古紙市場を整備するにあたっては、非効率な市場とならないよう、そして発展途上国においては、市場が多くの人回収業者や零細企業が収入を得る機会を妨げないよう注意する必要がある。
7. 一部の地域では、生産者が自ら生産する製品について、廃棄物となった後までを含めたライフサイクル全体の責任を負う拡大生産者責任制度（**Extended Producer Responsibility: EPR**）が実施されている。しかし、古紙回収・リサイクル市場が効率的かつ効果的に機能している場合、同制度を実施することは好ましくない。
8. 市場の機能を妨げるような拡大生産者責任制度は、利益よりもむしろ害となり、古紙回収量の減少をもたらす可能性がある。業界が自主行動計画を策定、実施し、古紙回収や紙ゴミの埋め立て処分削減の目標を達成している場合、政府はその妨げとなるような措置を講じるべきではない。
9. 政府が既に拡大生産者責任制度を導入している場合、生産者の処理負担額は透明性のある、古紙によって得られる収益を差し引いた真のコストに基づいたものでなくてはならない。また、同制度の実施方法の策定において、生産者に対し処理負担への貢献に見合った影響力を与えるべきである。さらに、紙ゴミの処理費用という問題は、生産者が責任を負うのではなく、むしろ社会を構成する全ての主体が責任を負うべき社会問題である。各個人が責任をもって紙製品を使用することが環境保護につながるのである。

[註]

- 1) 2013 global paper recycling rate, RISI Annual Review of Global Pulp and Paper Statistics.
- 2) “Jobs Creation in PPI and Energy Alternative in the United States”, RISI, 2010.